

宮城県への申請手数料の支払い方法が変わりました。

～証紙廃止と窓口キャッシュレスの開始～



仙台・宮城観光PRキャラクター  
むすび丸

**令和7年9月末で**

# 収入証紙を 廃止します



収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。

※国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください（収入印紙は継続）

証紙の**販売**は  
令和7年9月末日まで

証紙の**使用期限**は  
令和8年3月末日まで

未利用証紙の**還付(払戻)**は  
令和12年9月末日まで

令和8年4月以降、宮城県収入証紙は使用できなくなります。

還付(払戻)はこちらのホームページでご案内します⇒



～手数料等の納付は便利なキャッシュレスをご利用ください～

## 選べる決済方法は3種類



○ クレジットカード



○ 電子マネー



○ コード決済

## キャッシュレス決済のよくある質問編

現金での支払いはできますか？

セルフレジ及び一部の窓口で利用可能です。

現金支払いとの併用はできますか？

併用はできません。また、キャッシュレス決済利用時に残高不足があった場合でも窓口でのチャージはできません。

キャッシュレス決済には手数料はかかりますか？

新たにご負担いただく手数料はありません。

宮城県への納付方法についてはこちらのホームページでご案内します⇒



※ご利用可能な納付方法(キャッシュレス決済、現金、納入通知書等)は申請手続の種別により異なります。

詳しくは各手続のホームページ等でご確認ください。

### 【問い合わせ】

キャッシュレス決済に関すること → 出納総務課 022(211)3313 ✉suitosomk@pref.miyagi.lg.jp

証紙の還付等に関すること → 出納管理課 022(211)3316 ✉suitokan1@pref.miyagi.lg.jp